

信州大学先鋭領域融合研究群航空宇宙システム研究拠点
外部評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、信州大学先鋭領域融合研究群航空宇宙システム研究拠点規程（平成31年3月22日信州大学規程第301号）第13条第2項の規定に基づき、信州大学先鋭領域融合研究群航空宇宙システム研究拠点外部評価委員会（以下「評価委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 信州大学先鋭領域融合研究群航空宇宙システム研究拠点（以下「航空宇宙システム研究拠点」という。）の評価等に関する事項
- (2) その他評価委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 評価委員会は、先鋭領域融合研究群長が推薦し、学長が委嘱する原則3名の外部委員をもって組織する。

(任期)

第4条 前条に規定する委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 評価委員会に委員長を置き、先鋭領域融合研究群長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、評価委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(助言、中間評価及び最終評価)

第6条 毎年度、評価委員会は信州大学先鋭領域融合研究群航空宇宙システム研究拠点長（以下「拠点長」という。）から事業計画実施状況の報告を受け、助言を行う。

2 評価委員会は、航空宇宙システム研究拠点設置から3事業年度を目途に、拠点長から中間報告を受け、中間評価を行う。

3 評価委員会は、航空宇宙システム研究拠点の事業計画実施期間終了年度に、拠点長から最終報告を受け、最終評価を行う。

(結果の公表)

第7条 第6条による助言、中間評価及び最終評価は、インターネット等により公表する。

(議事)

第8条 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

2 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 評価委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 10 条 評価委員会の庶務は、工学部事務部において処理する。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 6 月 14 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱施行後最初に委員に就任する者の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までとする。